

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第193号

訪問販売によるリフォーム工事でのトラブル増加！

訪問してきたリフォーム工事業者との契約トラブルに関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。県内でも同じような相談が増えているので注意しましょう。

【県内事例 1】

突然自宅に、「近所で工事をしています。外壁の塗装をやりませんか」と事業者が来た。費用について尋ねると「近所の足場を返さず取りかかれば通常より安くできます。だいたい60万円」と言われたが、その日は契約しなかった。数日後に、同じ事業者の別の営業員がやって来た。壁などを計測して詳しい見積りをしてもらおうと、今度は75万円と言われた。金額が違うと言うと、前回の60万円に見積書を修正してくれたので契約したが、見積額が妥当なものなのか心配になってきた。クーリング・オフは可能か。
(60代 女性)

【県内事例 2】

訪問してきた事業者に「トタンの釘が浮いているので修理をした方が良い。外壁の下の部分だけでも、塗装工事をしてはどうか」と言われた。作業内容の説明を受け、外壁の塗替えと釘を打ち込む作業を75万円ですってもらうことにした。見積書をもらいその日のうちに契約し、後日、工事終了後に現金で支払を済ませた。1週間後、外壁の塗り残しや釘が出たまま放置された箇所が複数あることを確認し事業者に連絡したが、見に行くと行ったきり、1か月が過ぎても来訪も連絡もない状態が続いている。どうしたらよいか。
(80代 男性)

トラブル回避・対応のポイント

- 訪問してきた事業者が提示する金額が妥当な金額か判断するために、複数の事業者から見積りを取り、比較検討をしましょう。建物を施工してくれた事業者に相談してみるのも良いでしょう。
- 契約するときは契約の内容をしっかりと確認しましょう。また、工事終了後は事業者と一緒に現場を確認し、名刺や契約書等は保管しておきましょう。
- 事業者が突然訪問してきて契約を勧める「訪問販売」は、クーリング・オフの対象となっています。不安に感じたり困った時には、すぐに消費者ホットライン「188（いやや）」番に電話しましょう。

